

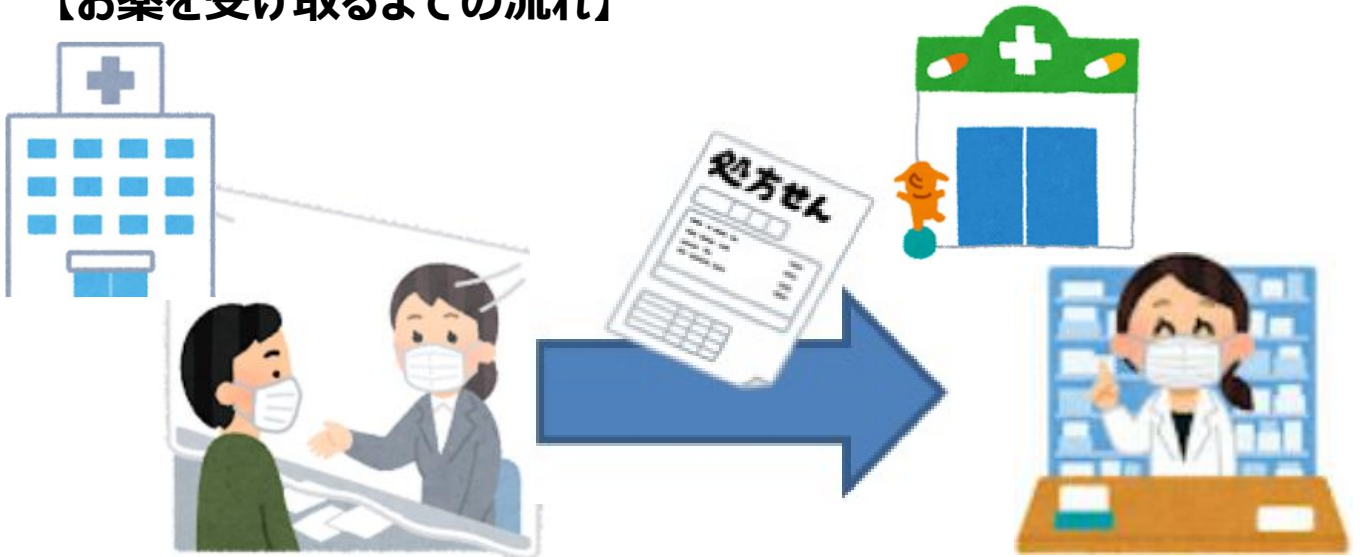
# ～院内でお薬を受け取っている患者様へ～

当院の外来処方、全面院外処方に変わります。

国では、「医薬分業」の方針を掲げ、「かかりつけ薬局」を推進しております。

現在、院内でお薬を受け取っている患者様も、今後は「院外処方せん」を発行しますので、院外の保険薬局にてお薬を受け取っていただきますよう、お願いいたします。

## 【お薬を受け取るまでの流れ】



① 診察後、受付にて「院外処方せん」を受け取ってください

② 保険薬局に「院外処方せん」を提出して、お薬を受け取ってください

※ **自立支援医療**を利用されている方で、**薬局を登録されていない方は追加申請の手続きが必要**です。詳しくは裏面をご覧ください。

## ～ 院外処方のメリット ～

- ・ いつも同じ保険薬局を選ぶことで、「かかりつけ薬局」として、ほかの病院から処方されたお薬との飲み合わせのチェックや服薬指導を受けることができます。
- ・ ご自宅や職場の近くなど、利用しやすい保険薬局を自由に選択し、ご都合に合わせてお薬を受け取ることができます。

(※ 処方せんの有効期間は、原則、交付された日を含めて4日間ですのでご注意ください。)

- ・ 病院での待ち時間が軽減できます。



地方独立行政法人  
栃木県立岡本台病院

# ～院外の薬局（自立支援医療）利用開始までの流れ～

## 利用する薬局を決め、自立支援医療が利用できるか薬局に確認します

- ご自宅の近く、またはご都合のよい、利用しやすい薬局を1か所選んでください。
- 「保険薬局」「処方せん受付」と表示しているところであればお薬をもらえますが、自立支援医療の利用は、自立支援医療機関の指定を受けた薬局※に限られますので、薬局に確認しましょう。

※ 最新の自立支援医療指定薬局の一覧  
は「栃木県精神保健福祉センター」のホームページに掲載されています。



## お薬手帳を薬局に持っていき、処方されている薬を取り扱っているか確認します

- 薬局によっては、取り扱っていないお薬もありますので、事前に確認しましょう。
- 1回分を袋にまとめてもらえるか、飲む時間を袋に記入してもらえるかなど、気になることも確認しましょう。

## 住所地の市町の自立支援医療担当窓口で薬局追加の申請手続きをします（自立支援医療受給者証・自己負担上限額管理票・印鑑を持参してください）

- 追加手続きをしたい薬局の名称や住所が分かるようにメモをして持参してください。
- 薬局追加の手続きを行わないと、薬局で自立支援医療が適用されません。  
（例えば、3割自己負担の方は、3割を支払うこととなります）

## 次の外来受診時に、主治医に院外薬局の利用開始を伝え、院外処方せんを出してもらいます

- 薬局を追加したことを受付・会計窓口にお声かけいただき、「自立支援医療受給者証」及び「自己負担上限額管理票」をご提示ください。

## 「院外処方せん」「自立支援医療受給者証」「自己負担上限額管理票」を、手続きをした薬局に提出し、お薬を受け取ります。

- 処方せんの有効期間は、原則、交付された日を含めて4日間（土日祝日を含む）です。

※ ご不明な点がございましたら、外来・受付窓口にお尋ねください。  
自立支援医療の詳しい手続き等、精神保健福祉士がご相談に応じます。

TEL 028-673-2211（代）